スマイル商店街事業・商店街コミュニティ活動交付金

◇事業対象となる商店街の地域

- 愛宕町商店街エリア（重点地域）
- 歴まち商店街エリア
- 法華寺通り商店街エリア（重点地域）
- 中央商店街エリア

愛宕町商店街

法華寺通り商店街

◇事業対象となるコミュニティ活動

- 上記の商店街の地域内で実施する以下の要件を満たす活動で、地域住民等が集うことにより商店街の利用を促進する効果が期待される活動

①商店街組織または商店街組織と連携する活動団体が実施する活動であること。
②地域福祉の向上、住民の健康の増進、芸術文化の振興等を図ることを目的とするコミュニティ活動であること。
③年間を通じた活動または一定期間以上の期間の継続的な活動であること。

対象となる活動例

地域食堂／介護予防・体操などの健康づくり／地域サロン活動

◇交付金の額

- 商店街の地域、活動内容に応じて定額

		一般地域	重点地域
1	年間を通じた活動（活動日数が概ね毎月２日以上のものに限る）	10 万円	15 万円
2	６か月以上の期間の継続的な活動（期間中の活動日数が概ね３０日以上のものに限る）	10 万円	15 万円
3	コミュニティスペースの開放（開放期間が６か月以上のものに限る）	5 万円	10 万円

（年間を通じた活動を年度途中から開始する場合の取扱い）

	一般地域	重点地域
活動期間が６か月以上（活動日数が概ね毎月２日以上のものに限る）	10 万円	15 万円
活動期間が３か月以上６か月未満（活動日数が概ね毎月２日以上のものに限る）	5 万円	7.5 万円

※活動期間３か月未満の場合は対象外（次年度から対象）。
※交付金の交付は１年度につき１回のみ。上記２について、複数年度にまたがる活動の場合、いずれかの年度で交付。